

山梨県公報

号外第十一号

令和六年

三月二十九日

金 曜 日

規 則 目 次

○山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例施行規則……………	一
○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………	四
○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	四
○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	四
○山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………	四
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………	五
○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………	一
○山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………	一
○山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………	一
○山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	一
○山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………	二
○山梨県財務規則及び法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則……………	二

規 則

山梨県規則第七号

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立やまなしパラスポーツセンターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者が利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は利用料金の全額とする。

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前に山梨県立やまなしパラスポーツセンターの管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二

第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請については、第二条の規定の例による。

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立やまなしパラスポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県規則第八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、男女共同参画・共生社会推進統括官」及び「、グリーン・ゾーン推進監」を削り、「富士山登山鉄道推進監」を「富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏推進監」に、「リニア未来創造・推進監」を「リニア・次世代交通推進監、新事業チャレンジ推進監」に改め、「男女共同参画・共生社会推進監、外国人活躍推進監」を削り、「地域ブランド・広聴広報統括官」の下に、「富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を、「技監」の下に、「歳入確保対策監」を、「主任主計員」の下に、「指導主幹」を、「政策企画監」の下に、「未来設計専門企画監」を加え、「財務審査監」、「大気水質指導監」、「観光企画監、富士登山対策監」及び「工事施工管理監」を削り、「換地管理員」の下に、「工事施工管理員」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「、財務審査幹」を削り、「技術審査幹」の下に、「リニア駅周辺整備幹」を、「副主幹」の下に、「指導主幹」を、「学芸員」の下に、「工事施工管理員」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「参事」の下に「、広報・渉外推進監」を加え、「室長」及び「室長補佐」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第七条の二第一号中「刑事施設」の下に「（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、同条第二号中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院」を、「同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「、警備員に申し出て」を削り、「、その」を「知事の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 県職員 電子情報処理組織を使用した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの利用、身分証明書の警備員への提示その他の方法であつて知事が定めるもの

二 県職員以外の者 身分証明書の警備員への提示及び時間外外来者名簿（第八号様式）への必要事項の記入その他の方法であつて知事が定めるもの

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「局、」を「局及び」に改め、「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

第七条第一項中「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同条第二項の表中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 スポーツ振興課

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室

第七条第二項の表中第三号を第四号とし、同表第二号中「資産活用課」を「財源確保・資産活用推進課」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 人事課

働きやすい職場づくり支援室

第九条中「県民生活総務課」の下に「、男女共同参画・外国人活躍推進課」を加える。

第十一条中「感染症対策統轄官、」を「感染症対策統轄官又は」に改め、「又は男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

第十二条第二項中「感染症対策センター、」を「感染症対策センター及び」に改め、「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

第十二条の五を削る。

第十三条第一項中「地域ブランド・広聴広報統括官」の下に「、富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を加える。

第十四条第一項中「感染症対策センター、」を「感染症対策センター及び」に改め、「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

第十四条の二第一項の表グリーン・ゾーン推進グループの項を削り、同表富士山登山鉄道推進グループの項中「富士山登山鉄道推進グループ」を「富士山保全・観光エコシステム推進グループ」に、「富士山登山鉄道推進監」を「富士山保全・観光エコシステム推進監」に改め、同項の次に次のように加える。

富士五湖自然首都圏推進グループ

富士五湖自然首都圏推進監

第十四条の二第一項の表リニア未来創造・推進グループの項中「リニア未来創造・推進グループ」を「リニア・次世代交通推進グループ」に、「リニア未来創造・推進監」を「リニア・次世代交通推進監」に改め、同項の次に次のように加える。

新事業チャレンジ推進グループ

新事業チャレンジ推進監

第十四条の二第三項中「、グリーン・ゾーン推進監」を削り、「富士山登山鉄道推進監」を「富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏推進監」に、「及びリニア未来創造・推進監」を「、リニア・次世代交通推進監及び新事業チャレンジ推進監」に改める。

第十六条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 山梨県富士山世界遺産センター

第十六条第一項中第十四号及び第十五号を削り、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 山梨県総合農業技術センター

十三 山梨県果樹試験場

第十六条第一項第二十二号を削る。

第十六条の三中「第五条」を「第四条」に、「第九条」を「第八条」に改める。

第十六条の四中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第十八条第一項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、「農務事務所」の下に「、総合農業技術センター、果樹試験場、専門学校農林大学校」を加え、「、総合農業技術センター、果樹試験場、専門学校農林大学校」を削り、「、流域下水

道事務所及びリニア用地事務所」を「及び流域下水道事務所」に改め、同条中第十項及び第十一項を削り、第九項を第十一項とし、第三項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 峡南高等技術専門校に副校長を置く。

第十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 富士山世界遺産センターに副所長を置く。

第十八条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 畜産酪農技術センターに副所長を置く。

別表第一の一の表感染症対策センターの部感染症対策グループの項第七号中「新型コロナウイルス感染症の移行計画」を「やまなしグリーン・ゾーン構想」に改め、同部グリーン・ゾーン推進グループの項を削り、同表知事政策局の部富士山登山鉄道推進グループの項を次のように改める。

富士山保全・観光エコシステム推進グループ	<p>一 世界遺産富士山（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山をいう。第三号及び別表第五富士山世界遺産センターの項において同じ。）の保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>二 富士山への登山の安全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>三 世界遺産富士山に関する普及啓発に関すること。</p> <p>四 富士山の環境保全対策に関すること。</p> <p>五 富士山登山観光の振興に関すること。</p> <p>六 富士山レンジャーに関すること。</p> <p>七 富士山登山鉄道構想の検討に関すること。</p> <p>八 富士山世界遺産センターに関すること。</p> <p>九 富士山北麓駐車場に関すること。</p>
富士五湖自然首都圏推進グループ	<p>富士五湖自然首都圏フォーラムに関すること。</p>

別表第一の一の表知事政策局の部国際戦略グループの項第五号を削り、同部リニア未

来創造・推進グループの項中「リニア未来創造・推進グループ」を「リニア・次世代交通推進グループ」に改め、同項中第四号を第八号とし、第三号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 交通政策会議に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部リニア未来創造・推進グループの項第二号を第五号とし、同項第一号中「こと」の下に「（実証実験に関するものを除く。）」を加え、同項を同項第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 交通行政の総合企画及び総合調整に関すること。

二 乗合バスの運行確保対策に関すること。

三 鉄道対策に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部に次のように加える。

新事業チャレンジ推進グループ	<p>一 新事業創出に係る総合的企画及び総合調整に関すること。</p> <p>二 リニアやまなしビジョン実証実験に関すること。</p>
----------------	---

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活安全課の項中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十五号とし、第二十一号を第二十四号とし、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 交通安全対策の総合企画及び総合調整に関すること。

二十二 交通安全対策本部に関すること。

二十三 交通安全対策会議に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部交通政策課の項を削り、同部の次に次のように加える。

多様性社会・人材活躍推進局	男女共同参画・外国人活躍推進課	<p>一 男女共同参画に関する施策の総合的な企画調整に関すること。</p> <p>二 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p>三 男女共同参画推進本部に関すること。</p> <p>四 外国人活躍の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。</p> <p>五 多文化共生の推進に関すること。</p> <p>六 男女共同参画審議会に関すること。</p> <p>七 男女共同参画推進センターに関すること。</p> <p>八 国際交流・多文化共生センターに関すること。</p>
---------------	-----------------	---

<p>労政人材育成 成課</p>	<p>一 労働施策及び職業能力開発施策の総合的な企画調整に関すること。</p> <p>二 労働組合及び労使関係の安定に関すること。</p> <p>三 労働者協働組合に関すること。</p> <p>四 労働福祉及び労働教育に関すること。</p> <p>五 働き方改革の推進に関すること。</p> <p>六 労働に係る情報、調査及び統計に関すること。</p> <p>七 地域雇用対策の推進に関すること。</p> <p>八 障害者の雇用対策の推進に関すること。</p> <p>九 産業人材の確保及び育成に関すること。</p> <p>十 労働者のキャリアアップ（新たな知識又は技能を習得し、能力を向上させ、経歴を高めさせることをいう。）の支援及び処遇改善に関すること。</p> <p>十一 公共職業訓練及び民間職業訓練に関すること。</p> <p>十二 技能振興に関すること。</p> <p>十三 職業訓練指導員に関すること。</p> <p>十四 やまなし・しごと・プラザ及びやまなし暮らし支援センターに関すること。</p> <p>十五 労働委員会に関すること。</p> <p>十六 産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校及び就業支援センターに関すること。</p> <p>十七 職業能力開発審議会に関すること。</p> <p>十八 職業能力開発協会に関すること。</p> <p>十九 中小企業人材開発センターに関すること。</p>
----------------------	--

別表第一の一の表総務部の部資産活用課の項中「資産活用課」を「財源確保・資産活用推進課」に改め、同表福祉保健部の部衛生業務課の項第六号中「こと」の下に「（水質又は衛生に関することに限る。）」を加え、同表子育て支援局の部子ども福祉課の項第十一号中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同表環境・エネルギー部の部自然共生推進課の項第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定外来生物に係る被害の防止に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部中「産業労働部」を「産業政策部」に改め、同部

政人材育成課の項を削り、同表観光文化・スポーツ部の部世界遺産富士山課の項を削り、同表農政部の部畜産課の項に次の一号を加える。

十五 豚、鶏等及び乳牛等草食家畜に関する農業の革新に係る支援に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第六号中「、流域下水道事務所及びリニア用地事務所」を「及び流域下水道事務所」に改める。

別表第一の二の表中バスポート室の項の次に次のように加える。

<p>働きやすい 職場づくり 支援室</p>	<p>一 職員の働き方改革の推進に関すること。</p> <p>二 行政事務の管理改善に関すること。</p> <p>三 良好な職場環境づくりに関すること。</p> <p>四 ハラスメント対策に関すること。</p> <p>五 不当要求行為防止対策に関すること。</p> <p>六 公益通報者保護制度に関すること。</p> <p>七 多様な職員の活躍促進に関すること。</p>
--------------------------------	---

別表第一の二の表中南アルプス観光振興室の項の次に次のように加える。

<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 準備室</p>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備に関すること。</p>
-------------------------------------	---------------------------------------

別表第一の二の表下水道室の項に次の一号を加える。

五 水道事業の指導監督に関すること（水質又は衛生に関することを除く。）。

別表第三大阪事務所の項の次に次のように加える。

<p>富士山世界遺産センター</p>	<p>南都留郡富士河口湖町</p>
--------------------	-------------------

別表第三総合理工学研究機構の項の次に次のように加える。

<p>産業技術短期大学校</p>	<p>事務局 総務・民間研</p>	<p>甲州市</p>
------------------	-----------------------	------------

峡南高等技術専門学校	管理課 訓練課	南巨摩郡富士川町
就業支援センター		甲府市

別表第三精神保健福祉センターの項を削り、同表動物愛護指導センターの項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター		甲府市
------------	--	-----

別表第三女性相談所の項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同表中央児童相談所の項中「処遇指導課」を「処遇指導・移行支援課」に改め、同表産業技術短期大学の項、峡南高等技術専門学校の項、就業支援センターの項及び富士山世界遺産センターの項を削り、同表富士・東部農務事務所の項の次に次のように加える。

総合農業技術センター	総務課 環境部 栽培部 調査部	甲斐市
病害虫防除所		甲斐市
果樹試験場	総務課 育種部 栽培部 環境部	山梨市
専門学校農林大学校	総務課 教務課 研修課	北杜市

別表第三病害虫防除所の項、総合農業技術センターの項、果樹試験場の項及び専門学校農林大学の項を削り、同表中北建設事務所の項中「建築課」を「建築課」に改め、「甲府市」の下に「(リニア駅周辺整備課にあつては、中央市)」を加え、同表リニア用地事務所の項を削る。
別表第四中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同表に一の項として次のように加える。

一 総合農業技術センター	高冷地野菜 ・花き振興センター	北杜市
--------------	--------------------	-----

別表第五大阪事務所の項の次に次のように加える。

富士山世界遺産センター	一 世界遺産富士山に係る調査研究に関すること。 二 世界遺産富士山に係る保全活動、普及啓発及び情報発信に関すること。
-------------	---

別表第五総合理工学研究機構の項の次に次のように加える。

産業技術短期大学校	一 学校の運営に関すること。 二 学生の生活指導、職業指導及び就職あっせんに関すること。 三 学生の表彰及び懲戒に関すること。 四 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。 五 専門課程の高度職業訓練に関すること。 六 専門短期課程の高度職業訓練に関すること。 七 短期課程の普通職業訓練に関すること。 八 事業主等の行う職業訓練のために施設を使用させる等の便益の提供その他の援助に関すること。 九 その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務の実施に関すること。
-----------	--

<p>総合農業技術センター</p>	<p>一 普通職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程のものに関すること。</p> <p>二 事業主の行う職業訓練のために施設を使用させる等の便益の提供その他の援助に関すること。</p> <p>三 その他職業訓練に関し必要な業務の実施に関すること。</p>
<p>就業支援センター</p>	<p>一 普通職業訓練で短期間の訓練課程のものに関すること。</p> <p>二 就業に関する相談その他の援助に関すること。</p> <p>三 その他職業訓練に関し必要な業務の実施に関すること。</p>

別表第五保健所の項第十六号中「こと」の下に「（水質又は衛生に関することに限る。）」を加え、同表障害者相談所の項第八号中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同表女性相談所の項を次のように改める。

<p>女性相談支援センター</p>	<p>一 困難な問題を抱える女性に係る相談に関すること。</p> <p>二 困難な問題を抱える女性の緊急時の安全確保及び一時保護に関すること。</p> <p>三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。</p> <p>四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。</p> <p>五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。</p> <p>六 配偶者暴力相談支援センターに関すること。</p>
-------------------	---

別表第五林務環境事務所の項第四十九号を第五十号とし、第十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関すること。

別表第五産業技術短期大学の項、嶽南高等技術専門学校の項、就業支援センターの項及び富士山世界遺産センターの項を削り、同表農務事務所の項の次に次のように加える。

<p>総合農業技術センター</p>	<p>一 普通作物、野菜、花き等に係る試験研究に関すること。</p> <p>二 農業経営改善及び環境保全に係る調査及び試験研究に関すること。</p> <p>三 土壌及び肥料等農業に係る物件の分析及び鑑定に関すること。</p> <p>四 飼料の安全性の確認及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づく検定等に関すること。</p> <p>五 普通作物、野菜、花き等に関する農業の革新に係る支援に関すること。</p> <p>六 高冷地野菜・花き振興センターに関すること。</p>
<p>病害虫防除所</p>	<p>一 植物の検疫に関すること。</p> <p>二 病害虫の発生予察に関すること。</p> <p>三 病害虫の防除に関すること。</p> <p>四 市町村、農業団体等に対する防除の指導に関すること。</p> <p>五 農薬の取締りに関すること。</p> <p>六 その他植物防疫に関すること。</p>
<p>果樹試験場</p>	<p>一 果樹に係る試験研究に関すること。</p> <p>二 果樹に係る物件の鑑定に関すること。</p> <p>三 果樹に関する農業の革新に係る支援に関すること。</p>
<p>専門学校農林大学校</p>	<p>一 専門学校農林大学校の運営に関すること。</p> <p>二 学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関すること。</p> <p>三 学生の表彰及び懲戒に関すること。</p> <p>四 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。</p> <p>五 奨学事務に関すること。</p> <p>六 農業及び林業に係る講座等に関すること。</p>

別表第五畜産酪農技術センターの項第四号を削り、同表病害虫防除所の項、総合農業技術センターの項、果樹試験場の項及び専門学校農林大学校の項を削り、同表建設事務所の項に次の二号を加える。

三十八 リニア中央新幹線の駅の周辺整備に関すること（中北建設事務所に限る。）。

三十九 実験線建設残土処理場跡地の管理に関すること。

別表第五リニア用地事務所の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総務部資産活用課	総務部財源確保・資産活用推進課
子育て支援局女性相談所	子育て支援局女性相談支援センター
産業労働部産業政策課	産業政策部産業政策課
産業労働部スタートアップ・経営支援課	産業政策部スタートアップ・経営支援課
産業労働部成長産業推進課	産業政策部成長産業推進課
産業労働部産業振興課	産業政策部産業振興課
産業労働部労政人材育成課	多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課
産業労働部計量検定所	産業政策部計量検定所
産業労働部産業技術センター	産業政策部産業技術センター
産業労働部宝石美術専門学校	産業政策部宝石美術専門学校
産業労働部産業技術短期大学校	多様性社会・人材活躍推進局産業技術短

産業労働部峡南高等技術専門学校	多様性社会・人材活躍推進局峡南高等技術専門学校
産業労働部就業支援センター	多様性社会・人材活躍推進局就業支援センター
観光文化・スポーツ部富士山世界遺産センター	知事政策局富士山世界遺産センター

- 4 (山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)
山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「、組織規則第十二条の五第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同条第二号中「、組織規則第十二条の五第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監」を削る。
第十条中「資産活用課長」を「財源確保・資産活用推進課長」に改める。
第四十一条第二項中「総務部資産活用課」を「総務部財源確保・資産活用推進課」に改める。
- 5 (山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)
山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「、男女共同参画・共生社会推進統括官にあつては男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。
(山梨県庁用自動車管理規則の一部改正)
山梨県庁用自動車管理規則(昭和四十四年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
第六号様式中「~~総務部財源確保・資産活用課~~」を「~~総務部財源確保・資産活用課~~」に改める。
(山梨県職員職務発明等取扱規則の一部改正)
山梨県職員職務発明等取扱規則(昭和四十八年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「資産活用課長」を「財源確保・資産活用推進課長」に改める。

第二十一条中「総務部資産活用課」を「総務部財源確保・資産活用推進課」に改める。

(山梨県貸金業法施行細則の一部改正)

8 山梨県貸金業法施行細則(昭和五十八年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「産業労働部産業振興課」を「産業政策部産業振興課」に改める。

山梨県規則第十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「組織規則第十二条の五第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同条第二号中「組織規則第十二条の五第二項に規定する次長」を削り、同条第三号中「組織規則第十二条の五第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監」を削り、同条第四号中「組織規則第十二条の五第四項に規定する主幹」を削り、同条第五号中「組織規則第十二条の五第四項に規定する推進監補佐」を削り、同条第六号中「所長()の下に「富士山世界遺産センターにあつては組織規則第十八条第二項に規定する副所長、」を加え、「組織規則第十八条第二項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、「富士山世界遺産センターにあつては同条第十一項に規定する副所長」を削り、同条第七号中「同条第三項」を「同条第四項に規定する副校長、同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、「同条第十項に規定する副校長」を削る。

第十条第一項中「第十八条第六項、」を「第十八条第八項及び」に改め、「及び第七項」を削り、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「並びに同条第十九項」を「同条第十八項」に改め、「副校長」の下に「並びに同条第十九項に規定する副所長」を加える。

別表第一の二の部2の項中「並びに組織規則第十二条の五第四項に規定する主幹」を削り、同部3の項中「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同表六の部中「臨時的任用」を「会計年度任用職員の任用」に改め、同部2の項中「二月以内」の下に「(発掘調査事業に係るものにあつては、六月以内)」を加え、同部中同項を3の項

とし、1の項を2の項とし、同部に1の項として次のように加える。

1	2の項及び3の項に掲げるもの以外のもの	○				
---	---------------------	---	--	--	--	--

別表第一の二十の部中「処分についての審査請求に係る審理員の指名、執行停止及び」を「審査請求に係る審理員の指名、職員による意見の聴取、審査請求書の補正、」に改め、「。」「」の下に「、執行停止及び行政不服審査会等への諮問」を加え、同表二十三の部中「に対する諮問及び意見聴取」を「への諮問及び附属機関の意見の聴取」に、「行政文書の開示の決定についての審査請求に係る諮問その他の部等に共通する事務に係るものに限る」を「部等に共通する事務に係るものに限る、審査請求に係るものを除く」に改め、同表備考1中「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 山梨県総務部行政経営管理課

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県住民基本台帳法施行細則(平成十四年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等

開示請求書」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「本人確認情報訂正申出書」を「本人確認情報等訂正申出書」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(附票本人確認情報に関する準用)

第八条 第三条から前条までの規定は、条例第九条において条例第五条から第七条までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三条第二項、第六条及び第七条第二項中「本人確認情報」とあるのは、「附票本人確認情報」と読み替えるものとする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条、第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

本人確認情報等開示請求書

住民基本台帳法（第30条の32第1項・第30条の44の12の規定により準用する第30条の32第1項）の規定により、次のとおり自己に係る（本人確認情報・附票本人確認情報）の開示を請求します。

1 開示請求に係る本人確認情報等を特定するために必要な事項	
2 請求する開示の方法	1 書面の交付 2 書面の閲覧 3 専用機器により再生したものの閲覧
3 法定代理人が請求する場合における法定代理の種別	1 未成年者の法定代理 2 成年被後見人の法定代理

注 請求書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

本人確認情報等訂正申出書

住民基本台帳法（第30条の35・第30条の44の12の規定により準用する第30条の35）の規定により、次のとおり自己に係る（本人確認情報・附票本人確認情報）の訂正を申し出ます。

1 訂正申出に係る本人確認情報等を特定するために必要な事項	
2 申し出る訂正の内容	
3 開示を受けた年月日	
4 法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別	1 未成年者の法定代理 2 成年被後見人の法定代理

注 申出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

第三号様式中「~~第30条第4号1~~」を「~~第30条第4号1~~」に改める。

第二条 山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「~~第30条第4号1~~」を「~~第30条第4号1~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の第一号様式による本人確認情報開示請求書及び第二号様式による本人確認情報訂正申出書は、同条の規定による改正後の第一号様式による本人確認情報開示請求書及び第二号様式による本人確認情報等訂正申出書とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現に提出されている同条の規定による改正前の第一号様式による本人確認情報等開示請求書及び第二号様式による本人確認情報等訂正申出書は、同条の規定による改正後の第一号様式による本人確認情報等開示請求書及び第二号様式による本人確認情報等訂正申出書とみなす。

山梨県規則第十六号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十三年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

第六条を次のように改める。

（身体障害者手帳の交付及び再交付の申請）

第六条 法第十五条第一項の規定による申請は、身体障害者手帳交付申請書（十五歳以上用）（第四号様式）により行わなければならない。ただし、当該申請に係る身体障

害者が十五歳未満である場合における同項の規定による申請は、身体障害者手帳交付申請書（十五歳未満用）（第四号様式の二）により行わなければならない。

2 政令第十条第一項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書（十五歳以上用）（第四号様式の三）により行わなければならない。ただし、当該申請に係る身体障害者が十五歳未満である場合における同項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書（十五歳未満用）（第四号様式の四）により行わなければならない。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名
個人番号
保護者氏名
続柄

身体障害者居住地（氏名）変更届

年 月 日次のとおり居住地（氏名）を変更したので、身体障害者福祉法施行令第9条第2項（第4項）の規定により届け出ます。

居住地	新	〒
	旧	
氏名	新	
	旧	
既交付の身体障害者手帳	手帳番号 交付年月日 等級 障害名	県第 号 年 月 日 種 級

年 月 日

山梨県知事 殿

居住地 〒
氏名
生年月日
性別（任意）
電話番号
個人番号

身体障害者手帳交付申請書（15歳以上用）

身体障害者福祉法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 注1 15歳未満の者の身体障害者手帳の交付を申請する場合には、第4号様式の2を用いて申請すること。
- 2 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの）を添付すること。

第四号様式の次に次の三様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

居住地 〒

氏名

生年月日

続柄

電話番号

身体障害者手帳交付申請書（15歳未満用）

次の者について、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

15歳未満の者

居住地 〒

氏名

生年月日 年 月 日

性別（任意）

個人番号

注 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの）を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

居住地 〒

氏名

生年月日

性別 (任意)

個人番号

身体障害者手帳再交付申請書 (15歳以上用)

次のとおり身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定により申請します。

再交付申請理由	(1) 障害程度が変更した。 (2) 紛失した。 (3) 破損のため使用できない。
既交付の身体障害者手帳	手帳番号 県第 号 交付年月日 年 月 日 等級 種 級 障害名

- 注1 15歳未満の者の身体障害者手帳の再交付を申請する場合には、第4号様式の4を用いて申請すること。
- 2 写真(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの)を添付すること。

第4号様式の4 (第6条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

居住地 〒

氏名

生年月日

続柄

身体障害者手帳再交付申請書 (15歳未満用)

次の者について、身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定により申請します。

15歳未満の者
居住地 〒
氏名
生年月日 年 月 日
性別 (任意)
個人番号

再交付申請理由	(1) 障害程度が変更した。 (2) 紛失した。 (3) 破損のため使用できない。
既交付の身体障害者手帳	手帳番号 県第 号 交付年月日 年 月 日 等級 種 級 障害名

注 写真 (縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの) を添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の第三号様式及び第四号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第四号様式による身体障害者手帳再交付申請書は、この規則による改正後の第四号様式による身体障害者手帳再交付申請書とみなす。

山梨県規則第十七号

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

山梨県食品衛生法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等

に関する命令」に、「省令」を「命令」に改める。

第二条中「省令」を「命令」に改める。

第十条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十一年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第六号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜粋
(相談及び援助)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3・4 略

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに知事に届け出ること。
- 二 精神保健福祉相談員でなくなつたときは、直ちに返納しなければならない。

(山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

(平成十八年山梨県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「法第33条第1項・第4項入院」を「法第33条第1項・第3項入院」に、「法第33条第3項・第4項入院」を「法第33条第2項・第3項入院」に、「法第33条の7第2項入院」を「法第33条の6第2項入院」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されている証票は、同条の規定による改正後の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて交付された証票とみなす。

3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第十九号

山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県調理師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県調理師法施行細則(昭和三十四年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「六センチメートル、横四・五センチメートル」を「四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則(昭和二十八年山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第一条中「(以下「恩賜林」という。)」を削り、「である行政財産」を「であつて行政財産に該当するもの」に、「恩賜林経営」を「恩賜県有財産経営」に改め、「別に定めるところにより」を削る。

第六条中「昭和二十四年十月山梨県条例第四十八号」を「昭和二十四年山梨県条例第四十八号」に、「及び」を「又は」に、「きかれた恩賜林の保護」を「聴かれた恩賜県有財産保護」に改める。

第七条を次のように改める。

(恩賜県有財産の貸付け等)

第七条 行政財産である恩賜県有財産は、次に掲げる場合に限り、その用途を廃止して

これを貸し付けること(第七号に掲げる場合にあつてはこれを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定すること、第八号に掲げる場合にあつてはこれを貸し付け、又はこれに地上権を設定すること、第九号に掲げる場合にあつてはこれに地役権を設定すること)ができる。ただし、国土保全又は恩賜県有財産経営のために必要と認められる場合は、この限りでない。

一 恩賜県有財産とその隣接する土地との境界を整理する必要があるとき。

二 山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例(平成二十年山梨県条例第二十五号)第一条の総合計画及びその部門ごとの計画に位置付けられた事業の用に供するとき。

三 県民の社会福祉の増進、医療の確保又は教育の振興を図るために知事が必要と認める施設の用に供するとき。

四 次に掲げるものが設置する研究施設の用に供するとき。

イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第九項に規定する研究開発法人

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第八十八条第二項に規定する短期大学を除き、同法第九十七条に規定する大学院を含む。)

ハ 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

五 地域における産業又は観光の振興を図るために知事が必要と認める施設の用に供するとき。

六 市町村又は土地改良区が行う土地改良事業の用に供するとき。

七 国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に供するとき。

八 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の五各号に掲げる法人が鉄道、道路又は同令第十二条の六各号に掲げる施設の用に供するとき。

九 国有財産法施行令第十二条の七第一項に規定する法人が電線路又は同条第二項に規定する施設の用に供するとき。

2 知事は、前項の規定による貸付け又は地上権若しくは地役権の設定をする場合において、恩賜県有財産の適切な管理のために必要な条件を付することができる。

3 知事は、第一項の規定による貸付け（同項第三号から第五号までに掲げる場合に限り。）を行おうとするときは、恩賜県有財産保護の責任ある市町村又は市町村組合及び有識者の意見を聴くものとする。ただし、継続貸付けにより契約を更新する場合にあつては、この限りでない。

第七条の三を削る。

第七条の二第一項中「恩賜林の貸付」を「恩賜県有財産の貸付け」に改め、同項ただし書中「但し、貸付」を「ただし、貸付け」に、「恩賜林が左の各号の一」を「恩賜県有財産が次の各号のいずれか」に、「の外は」を「以外の場合には」に改め、同条第二項中「ためであるときは」を「ためである場合において」に、「写」を「写し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の四条を加える。

（保証）

第七条の七 恩賜県有財産の貸付けについては、当該貸付けを受けようとする者に対し、連帯保証人を立てさせ、又は保証金を納付させるものとする。ただし、国又は他の地方公共団体が貸付けを受けるときその他知事が特に必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の連帯保証人が不適当であると認めるときは、連帯保証人を変更させ、又は保証金を納付させなければならない。

（貸付期間）

第七条の八 恩賜県有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として貸し付けるとき 二十年以内

二 建物の所有を目的として貸し付けるとき（次号から第五号までに掲げる場合を除く。） 三十年以内

三 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項に規定する借地権を設定するとき 五十年以上

四 借地借家法第二十三条第一項に規定する借地権を設定するとき 三十年以上五十年未満

五 借地借家法第二十三条第二項に規定する借地権を設定するとき 十年以上三十年未満

六 前各号に掲げる場合以外の場合 十年以内

2 恩賜県有財産に設定する地上権又は地役権の存続期間は、三十年以内とする。

3 第一項（第三号から第五号までを除く。以下この項において同じ。）又は前項に規定する期間を更新する場合においては、その期間は、更新の日から第一項又は前項に規定する期間を限度とする。

（貸付料の最低額）

第七条の九 恩賜県有財産（植樹を目的として貸し付けるものを除く。）に係る貸付料の最低額は、一年につき三千円とする。ただし、法令に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（権利金）

第七条の十 建物の所有を目的として恩賜県有財産を新たに貸し付けるときは、第七条の八第一項第三号から第五号までに掲げる場合を除き、権利金を徴収するものとする。

2 前項の権利金の算定方法は、知事が別に定める。

第七条の次に次の四条を加える。

（恩賜県有財産の売払い）

第七条の二 行政財産である恩賜県有財産は、次に掲げる場合に限り、その用途を廃止してこれを売り払うことができる。ただし、国土保全又は恩賜県有財産経営のために必要と認められる場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる場合であつて、当該恩賜県有財産（境界を整理するために必要な部分に限る。）をその隣接する土地の所有者に売り払うことが恩賜県有財産の適切かつ合理的な管理に資すると認められるとき。

二 前条第一項第六号又は第七号に掲げる場合であつて、これらの号に規定する事業を行う者による当該恩賜県有財産の所有権の取得がこれらの号に規定する事業の実施にとつて必要不可欠であるとき。

三 前条第一項第八号又は第九号に掲げる場合であつて、これらの号に規定する法人による当該恩賜県有財産の所有権の取得がこれらの号に規定する施設の経営にとつて必要不可欠であるとき。

2 知事は、前項第一号の規定により恩賜県有財産の売払いを行おうとするときは、恩賜県有財産保護の責任ある市町村又は市町村組合及び有識者の意見を聴くものとする。

(年期をもつて貸し付けてある土地の借受人への売払い)

第七条の三 普通財産である恩賜県有財産であつて、条例第十三条第五号に規定する年期をもつて貸し付けてあるものについては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、条例第十二条第二項によりその借受人へ売り払うことができる。

一 周辺の土地の利用の状況を勘案して当該恩賜県有財産を森林に復する必要があると認められること。

二 県において当該恩賜県有財産を公用又は公共用に供することが見込まれないこと。

三 売払いをすることが恩賜県有財産の適切かつ合理的な管理に資すると認められること。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による売払いについて準用する。

(返還未利用地の貸付け等)

第七条の四 普通財産である恩賜県有財産のうち、次に掲げる要件を満たすもの(次条第一項において「返還未利用地」という。)は、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができる。

一 借受人又は地上権者若しくは地役権者から返還され、現に貸し付けられ、又は地上権若しくは地役権が設定されていないこと。

二 前号の場合において、第十二条の二第二項の規定による審査により公用又は公共用に供する必要がないと認められたこと。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第六号に規定する暴力団員の利益となると認められるとき。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するとき。

3 第七条第二項の規定は、第一項の規定による貸付け又は地上権若しくは地役権の設定について準用する。

(返還未利用地の売払い)

第七条の五 返還未利用地は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、これを売り払うことができる。

一 周辺の土地の利用の状況を勘案して当該返還未利用地を森林として管理する必要がないと認められること。

二 県において当該返還未利用地を公用又は公共用に供することが見込まれないこと。

三 売払いをすることが恩賜県有財産の適切かつ合理的な管理に資すると認められること。

四 当該返還未利用地の貸付けを希望する者が存しないこと。

2 第七条の二第二項の規定は、前項の規定による売払いについて準用する。

第十一条を次のように改める。

(契約内容の変更)

第十一条 借受人は、賃借権の譲渡又は借受地の転貸若しくは使用目的の変更をしようとするときは、その旨を知事に申し出なければならない。建物又は工作物の新築、増築又は改築をしようとするときも同様とする。

2 知事は、前項の規定による申出を承諾するときは、知事が別に定めるところにより、承諾料の納付を条件とすることができる。

3 知事は、第一項の規定による恩賜県有財産の使用目的の変更の申出が次のいずれかに該当する場合において、これを承諾しようとするときは、恩賜県有財産保護の責任ある市町村又は市町村組合及び有識者の意見を聴くものとする。

一 第七条第一項第三号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当するものとして貸し付けた恩賜県有財産の使用目的の変更の申出

二 第七条第一項各号(第三号から第五号までを除く。)に掲げる場合のいずれかに該当するものとして貸し付けた恩賜県有財産の使用目的を、同項第三号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当する使用目的に変更する旨の申出

第十二条の二中「第七条の二から前条まで」を「第七条の六、第七条の七、第八条から第十条まで、第十一条第一項及び第十二条」に、「恩賜林を」を「恩賜県有財産を交換し、」に改め、「場合に」の下に「ついて」を加え、第二章中同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(普通財産管理台帳)

第十二条の二 知事は、第一条の規定による承認をしたときは、普通財産とした恩賜県有財産に関する台帳(第三項において「普通財産管理台帳」という。)を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 所在、地番、地目及び地積

二 使用の目的

三 用途を廃止した年月日

四 前三号に掲げるもののほか、当該恩賜県有財産を貸し付け、交換し、売り払い、

譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定するに当たり必要な事項
2 知事は、貸付け又は地上権若しくは地役権の設定に係る恩賜県有財産が返還された
ときは、当該恩賜県有財産を公用又は公共用に供する必要があるかどうかについて審
査するものとする。

3 前項の規定による審査により公用又は公共用に供する必要があると認めるときは、
知事は、普通財産管理台帳から当該恩賜県有財産に係る第一項各号に掲げる事項を削
除するものとする。

第二十七条中「恩賜林」を「恩賜県有財産」に改める。

第二十八条中「交付金は、」を「交付金は」に、「産物売払」を「産物の売払い」
に、「に、伐採終了」を「は伐採の終了」に、「伐採終了後」を「伐採の終了後」に、
「交付金は、」を「交付金は」に、「おいて」を「おいて、」に、「恩賜林保護」を
「恩賜県有財産保護」に、「関係市町村」を「市町村」に、「上」を「上で」に改め
る。

第二十九条中「恩賜林保護」を「恩賜県有財産保護」に改める。

第五十六条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号
から第三号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同項第四号中「恩賜林経営上」
を「恩賜県有財産経営上」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第二項中「の外、恩
賜林保護」を「に掲げる場合のほか、恩賜県有財産保護」に、「設定した恩賜林内
左」を「対して設定した恩賜県有財産内で次」に、「場合もまた」を「行為があった場
合も前項と」に改め、同項第一号中「採取したとき」を「採取する行為」に改め、同項
第二号中「伐採したとき」を「伐採する行為」に改める。

第六十一条第一項中「恩賜林内」を「恩賜県有財産内」に、「恩賜林」を「恩賜県有
財産」に改め、同条第二項中「恩賜林内」を「恩賜県有財産内」に、「終り」を「終
え」に改める。

第六十二条（見出しを含む。）中「恩賜林台帳」を「恩賜県有財産台帳」に改める。
第六十三条の見出し中「読替」を「読替え」に改め、同条第一項中「恩賜林」を「恩
賜県有財産」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「第六条」
の下に、「第七条第二項、第七条の二第二項、第十一条第四項」を加え、「恩賜林保
護」を「恩賜県有財産保護」に、「あるは「恩賜林保護」を「あるのは、「恩賜県有財
産保護」に改める。

第一号様式中「第7条の2関係」を「第7条の6関係」に、「第7条の2第2項の」
を「第7条の6第1項の」に、「第7条の2第2項」を「第7条の6第2項」に改
める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日前に貸し付けられ、若しくは出資の目的とされ、又は私権が設
定された恩賜県有財産については、この規則による改正後の山梨県恩賜県有財産管理
条例施行規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定により国土保全又は
恩賜県有財産経営のために必要がないと認められたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に貸し付けられている恩賜県有財産については、当該恩賜県
有財産の貸付期間（継続貸付けにより契約が更新される場合にあつては、更新後の貸
付期間）が経過するまでの間は、新規則第七条の八から第七条の十までの規定は、適
用しない。

山梨県規則第二十一号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め
る。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一
部を次のように改正する。

第七条第十一号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第四の一(二)の表中

規制基準 [単位] 一リットルにつきミリグラム（大腸菌
数及び水素イオン濃度を除く。）

群

を

規制基準 [単位]

一リットルにつきミリグラム（大腸菌数
及び水素イオン濃度を除く。）

に、

大腸菌群数

[単位一立方センチメー

を

大腸菌数

[単位一ミリリットルに]

に、「一、〇〇

トルにつき個

[単位一ミリリットルに]

つぎコロニー形成単位]

〇」を「三〇〇」に改める。

別表第四の二(二)の表中

規制基準
〔単位一リットルにつきミリグラム
(大腸菌群数及び水素イオン濃度
を除く。〕

を

規制基準

〔単位一リットルにつきミリグラム
(大腸菌数及び水素イオン濃度を
除く。〕

に、
〔大腸菌群数

(単位一立方センチメートル

ルにつき個

〕を「大腸菌数
(単位一ミリリットルにつきコロニー形成単位)」に、「

一、〇〇〇」を「三〇〇」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第六の五の項中「〇・〇四ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第六の五の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十二号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則(昭和四十四年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「第九項」を「第十項」に、「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」を「第九項」に改

め、同条中同項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 請負者は、前項又は第八項第二号の規定による保証証書の寄託に代えて、当該保証証書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(次条第三項において「電磁的方法」という。)であつて、契約当事者が必要と認める措置が講じられたものにより提供することができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第三十九条第一項中「前条第六項(同条第十項)」を「前条第七項(同条第十一項)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 請負者は、第一項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、当該保証証書に記載すべき事項を電磁的方法であつて、契約当事者が必要と認める措置が講じられたものにより提供することができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十三号

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県流域下水道事業財務規則(令和二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七条第三項の表」を「第七条第二項の表」に改め、同条第二号中「第十六条第一項第二十二号」を「第十六条第一項第二十一号」に改め、同条第四号中「県土整備部都市計画課下水道室長」を「県土整備部治水課下水道室長」に改める。

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 金額十万円未満の収入の決定及び通知に関すること。

別表収益の部の表中 「その他営業外」を「その他営業外」に改める。

註

に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 県土整備部建築住宅課及び建設事務所に法第四条第五項の建築主事を置き、必要に応じ同条第七項の建築副主事を置く。

第二条の二中「の建築主事」の下に「及び建築副主事」を加え、「建築主事の」を「それぞれの」に改める。

第十条第四号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四号イ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号口中「（同法）」を「又は第十条の二（これらの規定を同法）」に改め、同号ハ中「婦人相談所

（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項の婦人相談所）を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項の女性相談支援センター）」に改める。

第二十三条の二中「及び和戸団地」を「和戸団地、東山梨団地、東山梨ぬくもり団地、石和団地、一宮団地、大坪団地、御坂団地及び八代団地」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の三第四号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百四十号の七を第四百四十号の九とし、第四百四十号の六の次に次の二号を加える。

四百四十の七 建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕等認定申請手数料

四百四十の八 道路内における大規模の修繕等認定申請手数料

別表第五百四十三号を次のように改める。

五百四十三 削除

別表第五百四十四号中「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同表第五百四十五号及び第五百四十六号を次のように改める。

五百四十五及び五百四十六 削除

別表第五百五十四号の三から第五百五十四号の七までを削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県財務規則及び法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則及び法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県財務規則の一部改正）

第一条 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「収入事務受託者及び支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め

る。

第二条第一号中「組織規則第十二条の五第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同条第二号中「組織規則第十二条の五第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監」を削り、同条第七号中「財務審査監等」を「財務審査員等」に、「に規定する財務審査監及び財務審査員並びに同表出先機関に置かれる職の欄に規定する財務審査幹及び財務審査員」を「及び同表出先機関に置かれる職の欄に規定する財務審査員」に改める。

第三条の二第一項の表、第二項及び第四項の表、第二十一条第一項並びに第二十二條第一項及び第五項中「財務審査監等」を「財務審査員等」に改める。

第三十条第三項の表一の項中「財務審査監等」を「財務審査員等」に改め、同表一の項中「男女共同参画・共生社会推進統括官にあつては主幹」を削り、「総合理工学研究機構事務局次長」の下に「産業技術短期大学校事務局次長、峡南高等技術専門校副校長」を加え、「女性相談所次長」を「女性相談支援センター次長」に改め、「産業技術短期大学校事務局次長、峡南高等技術専門校副校長」を削り、「流域下水道事務所次長及びリニア用地事務所次長」を「及び流域下水道事務所次長」に改める。

第四十六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十七条第一項の規定による会計管理者への協議と併せて協議を行った場合は、合議を省略することができる。

第四十六条の四を削る。

第四十七条の見出し中「徴収事務」を「指定公金事務取扱者への徴収事務」に、「委託」を「指定及び委託」に改め、同条第一項中「歳入の徴収又は収納の事務を私人に」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により同条第二項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）を指定し、当該指定公金事務取扱者に公金の徴収又は収納に関する事務を」に改め、「とき」の下に「（法第二百四十三条の二第五項の規定により当該指定公金事務取扱者とその委託を受けた公金事務の一部について他の者に委託しようとするとき及び同条第六項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者がその委託を受けた公金事務を再委託しようとするときを含む。）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「委託期間」を「指定及び委託の期間」に改め、同項第四号とし、同項第二号中「私人」を「者」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 令第七十三号各号に掲げる要件に係る事項
第四十七条第二項中「協議」を「規定による指定公金事務取扱者の指定及び当該事

務の委託に係る協議」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（指定公金事務取扱者への徴収事務又は収納事務の指定及び委託の告示）

第四十七条の二 指定公金事務取扱者を指定し、公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、法第二百四十三条の二第二項に定めるもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。当該事項を変更したときも同様とする。

一 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間
二 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法
（身分証明書）

第四十七条の三 法第二百四十三条の二の二第四項の証明書は、身分証明書（第三十号様式の二）のとおりとする。

（収納事務の委託をすることができる歳入等）

第四十七条の四 歳入等（法第二百三十一条の二に規定する歳入等をいう。次条において同じ。）のうち法第二百四十三条の二の五第一項の規定により知事が定めるものは、地方自治法施行規則第十二条の二の二十各号で定めるもの以外のものとする。

第四十八条中「歳入の徴収事務の委託を受けた者及び収納事務」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収に関する事務又は収納に関する事務」に改め、同条第一号中「歳入」の下に「（令第七十三号の二第一項に定める歳入に限る。以下この条において同じ。）」を、「又は」の下に「歳入等」を加え、同条第二号中「徴収し、又は収納した歳入」を「徴収した歳入又は収納した歳入等」に改め、同条第三号中「徴収し、又は収納した歳入」を「徴収した歳入又は収納した歳入等」に、「令第五百五十八条第三項」を「令第七十三号の二第二項の規定」に改める。

第八十条第一項第二号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）による要保護女子」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）による困難な問題を抱える女性」に改める。

第八十一条の見出し中「支出事務」を「指定公金事務取扱者への支出事務の指定及び」に改め、同条中「支出の事務を私人に」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により同条第二項に規定する指定公金事務取扱者を指定し、当該指定公金事務取扱者に公金の支出に関する事務を」に改め、「とき」の下に「（同条第五項の規定により当該指定公金事務取扱者とその委託を受けた公金事務の一部について他の者に委託しようとするとき及び同条第六項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者がその委託を受けた公金事務を再委託しようとするときを含む。）」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「委託期

間」を「指定及び委託の期間」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「私人」を「者」に改め、同条中同号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 令第七十三号各号に掲げる要件に係る事項

第八十一条の次に次の一条を加える。

(指定公金事務取扱者への支出事務の指定及び委託の告示)

第八十一条の二 指定公金事務取扱者を指定し、公金の支出に関する事務を委託したときは、法第二四十三条の第二項に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間を告示するものとする。当該事項を変更したときも同様とする。

第八十三条第三号中「支出」を「法第二四十三条の二の六第三項に規定する支出」に改め、「を経て知事」を削る。

第六十条第一項第八号中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第十一章第二節の節名を次のように改める。

第二節 指定公金事務取扱者の検査

第二百五十六条の二第一項中「収入事務受託者及び支出事務受託者（以下「受託者」という。）を「指定公金事務取扱者」に改め、「必要に応じて」を削る。

第二百五十六条の三第一項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第二項中「受託者名」を「指定公金事務取扱者の氏名又は名称」に改める。

第二百五十六条の四中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第二百六十九条中「第二百四十三条の二の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の八第一項各号」に改める。

第二百七十条第二項中「第二百四十三条の二の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の八第一項各号」に、「前条の表中」を「同条の表」に改める。

別表第一中「大阪事務所」の下に「、富士山世界遺産センター」を、「総合理工学研究機構」の下に「、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、就業支援センター」を加え、「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、「、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、就業支援センター、富士山世界遺産センター」及び「、リニア用地事務所」を削る。

別表第一の三中「財務審査監等」を「財務審査員等」に改める。

第十三号様式の三から第十三号様式の四の二までを次のように改める。

第13号様式の3 (第21条関係)

調定伺い		収支	年度	起案日	帳票番号	
予算担当課				所属		
件名						
摘要						
内容						
	調定(通知)日				金額	
	納期限					
	収納発議日				納入通知額	
	集合件数	件	消費税等		内消費税額	
					納入通知書	
	納人住所				債務者コード	
	氏名又は法人名					
	科目					
	国庫支出金充当細事業					
備考						

第13号様式の3の2 (第21条関係)

調定減額伺い		収支	年度	起案日	帳票番号	
予算担当課				所属		
件名						
摘要						
内容						
	調定(通知)日			変更前調定額		
	納期限			金額		
	収納発議日					
	集合件数	件	消費税等	納入通知額		
	債務者コード			内消費税額		
				納入通知書		
	納入住所					
	氏名又は法人名					
	科目					
国庫支出金充当細事業						
備考						

第13号様式の4 (第21条関係)

調定伺い内訳書		収支	年度	予算担当課	所属	帳票番号
内訳番号		債務者 コード		納人 住所		
金額			氏名 又は法人名			
納入通知額						
内消費税額						
内訳番号		債務者 コード		納人 住所		
金額			氏名 又は法人名			
納入通知額						
内消費税額						
内訳番号		債務者 コード		納人 住所		
金額			氏名 又は法人名			
納入通知額						
内消費税額						
内訳番号		債務者 コード		納人 住所		
金額			氏名 又は法人名			
納入通知額						
内消費税額						
内訳番号		債務者 コード		納人 住所		
金額			氏名 又は法人名			
納入通知額						
内消費税額						

第13号様式の4の2 (第21条関係)

調定減額伺い内訳書				収支	年度	予算担当課	所属	帳票番号
内訳番号		債務者コード		納人住所	氏名 又は法人名			
変更前調定額								
金額								
納入通知額								
内訳番号		債務者コード		納人住所	氏名 又は法人名			
変更前調定額								
金額								
納入通知額								
内訳番号		債務者コード		納人住所	氏名 又は法人名			
変更前調定額								
金額								
納入通知額								
内訳番号		債務者コード		納人住所	氏名 又は法人名			
変更前調定額								
金額								
納入通知額								
内訳番号		債務者コード		納人住所	氏名 又は法人名			
変更前調定額								
金額								
納入通知額								

第十八号様式の四を次のように改める。

第 年 月 日 号

山梨県 [指定代理] 金融機関
銀行 店

山梨県会計管理者 印

[出納員
税務出納員]

交 替 通 知 書

次のとおり会計管理者 [出納員
税務出納員] が交替したので通知します。

対象所属	
交替年月日	
前任者氏名	
後任者氏名	

なお、上記対象所属において在職している出納員は、次のとおりです。

在職している出納員の氏名	在職期間
	年 月 日 から

- 注1 会計管理者の場合は本店及び県庁支店に、他の出納員の場合は当該取扱店に通知すること。
2 出納員が複数名いる場合には、残っている出納員についても、在職期間も含めて併せて記載すること。

第三十二号様式の次に次の一様式を加える。

第32号様式の2 (第47条の3関係)

(表)

		第 号	
写真	身分証明書		所属 職・氏名 生年月日
	地方自治法第243条の2の2第3項の規定による立入検査を行う検査員であることを証明する。		
年 月 日			山梨県知事 氏名 印

5.5
センチ
メートル

9.1センチメートル

(裏)

地方自治法 (抜粋)
(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)
第243条の2の2 略
2 略
3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十二号様式及び第五十三号様式を次のように改める。

第52号様式（第68条関係）

れい出命令書	収支	年度	起案日	帳票番号	
予算担当課			所属		
件名					
摘要					
内容					
	命令(命令書交付)日		調定番号		
	れい出発議日		金額		
	れい出支払日		支払案内書		
	集合件数	件	支払方法		
	消費税等		内消費税額		
	納人 住所 氏名又は法人名 金融機関			債務者コード	
	科目				
	国庫支出金充当細事業				
	備考				

第53号様式（第68条関係）

れい出命令内訳書				収支	年度	予算担当課	所属	帳票番号
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名 又は法人名				
支払方法				金融機関				
内消費税額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名 又は法人名				
支払方法				金融機関				
内消費税額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名 又は法人名				
支払方法				金融機関				
内消費税額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名 又は法人名				
支払方法				金融機関				
内消費税額								
内訳番号		債務者 コード		納人 住所				
金額				氏名 又は法人名				
支払方法				金融機関				
内消費税額								

(法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第二条 法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和四年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中「及び第二百三十一条の第三項」を「、第二百三十一条の第三項及び第二百四十三条の二の第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県財務規則第四十七条から第四十八条まで、第八十一条、第八十一条の二、第八十三条及び第二百五十六条の二から第二百五十六条の四までの規定は、この規則の施行の日以後に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により指定を受けた同条第二項に規定する指定公金事務取扱者について適用し、同日前に地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号。以下「令和六年改正政令」という。)による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項、第五百五十八条の二第一項及び第六百六十五条の三第一項の規定により歳入の徴収、収納又は支出の事務の委託を受けた者及び令和六年改正政令附則第二条第一項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせることとした者については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番